

○議長（瀬之間康浩君）次に、高橋正治君。

〔高橋正治君登壇、拍手〕

○高橋正治君 私は、公明党横浜市会議員団を代表して、本定例会に上程されました追加議案について質問させていただきます。

初めに、市第158号議案横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正についてお伺いいたします。

今回の条例改正は、国の基準省令の改正に伴い本市条例を改正するものですが、我が党がこれまでも掲げている切れ目のない支援の充実に関わる障害児入所施設における移行支援計画についてお伺いいたします。

この条例改正の背景には児童福祉法が令和6年4月に改正されることも関連しており、法律には障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化が掲げられております。具体的には「障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化する」ことが規定されております。これまでも入所児童の地域生活等への移行には児童相談所や区役所が関わりながら必要な支援を行ってきておりますが、地域のグループホーム等への入居等による移行が進まず、児童施設に成人となった障害者が在籍し続けるいわゆる過齢児問題があるなど入所児童の成人期へのスムーズな移行は難しいとの認識があります。今般、法律に責任主体が明確化されることにより今後さらに取組が強化されていくと考えます。そのような中で今回の条例改正においては、障害児入所施設の入所児童の地域生活等への移行に係る事項の改正が行われます。各障害児入所施設は、成人期に向けた移行支援を早期から計画的に推進する観点から、15歳以上に達した入所児童について移行支援計画を作成し、その計画に基づき移行支援を進めることを定めております。

そこで、障害児入所施設が作成する移行支援計画への期待について市長にお伺いいたします。

この移行支援計画は、障害児入所施設の入所児童が成人期を迎えた際に一人一人にふさわしい大人としての生活を送るための重要な計画であると理解しております。そのため、障害児入所施設が作成する移行支援計画を本人や保護者、関係機関がしっかり理解し実行することが重要であります。一方、こうした入所児童の関係者だけが移行を進めればよいかといえはそうではありません。入所児童の多くは18歳になるとグループホームなどに入居し地域の中で生活することになります。就労や買物など社会参加の機会も増えます。そのため障害児福祉サービス等を提供する機関だけではなく、広く地域の皆様がその本人の生活を見守り支えていくことも大切と考えます。障害児入所施設で育ってきた子供たち一人一人の生活を地域社会の中で共に生き共に支えながら暮らしていく共生社会を実現するためには地域全体で障害への理解をさらに深めることが重要と考えます。

そこで、入所児童が大人になり地域生活を送るためには地域全体で障害への理解を深めて

いくべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

今回の条例改正により障害児入所施設に入所する児童が成人期を迎えた際に地域の中で自らが希望する生活を送ることができる横浜を目指し入所児童の移行支援に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第159号議案横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正についてお伺いいたします。

障害のある方の住まいである障害者グループホームは、国による制度化以前から入所施設とは異なる小規模な住居による支援を模索し行われてきたところであり、1960年代後半から現在のグループホームの先駆けとなるような取組が各地で広がり、1970年代後半からは各自治体が独自事業として創設されるようになりました。平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられて以降は、親亡き後を見据えた暮らしの場の確保や入所施設、精神病院等からの地域移行を推進するために整備されてきました。現在、本市にはグループホームは922か所設置されており、施設か在宅のどちらかだけではない生活の場として障害の特性や状態の異なる5000人以上の方々に利用されています。各ホームで共同生活を送っているところですが、そのような中で今回の省令基準の改正等により、障害者グループホームはその役割としてグループホームを出て一人暮らし等を希望する方に対する支援が含まれることが明確にされました。

そこで、障害者グループホームにおいて一人暮らし等に向けた支援を充実させる意義について市長にお伺いいたします。

今回の改正では、グループホームを出て一人暮らし等に移行された方は、一定期間ホームの支援者による他の障害福祉事業者との調整などのサポートを受けながら新しい生活に定着していくことを想定しています。しかし、サポート期間が終了した後も定期的な医療機関の受診や薬の調整支援など日常生活の様々な場面でサポートが必要な方もいらっしゃると思います。

そこで、障害者グループホームのサポート期間が終了した方の地域生活をどのように支援していくのか、城副市長にお伺いいたします。

そして、今後、一人暮らし等に移行した方がその後御高齢になり、いずれはみどりのときも来ると考えます。本市においては、一人暮らし等に移行する場面だけでなく、その先も見据えた支援が充実するように取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、市第160号議案横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正についてお伺いいたします。

今回の条例改正は、国の基準省令の改正に伴い本市の条例を改正するものと理解しております。改正のポイントは幾つかありますが、その中でも特に重要なのは高齢者施設における協力医療機関との連携体制の強化であると考えます。国の省令改正では、高齢者施設におけ

る協力医療機関に期待される役割として、高齢者施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保している医療機関であることといった要件が新たに加わりました。これまでが単に協力医療機関を定めることとなっていたことを考えると、今回の改正により高齢者施設と医療機関の具体的な連携が進むことになり大いに評価できるものと考えます。

そこで、高齢者施設と医療機関の具体的な連携を進める省令改正に対する評価についてお伺いいたします。

一方で、今回の改正により新たに医療機関との協定を締結する高齢者施設も出てくると考えますが、一部の高齢者施設における医療機関は地域の医療機関ではない例もあると伺っております。また、医療人材などの医療資源も限られていますし、さらには医師の働き方改革の進展により医療機関にとっては高齢者施設からの要請に全て応えられるかどうか不透明な部分もあると思います。

そこで、高齢者施設と医療機関が連携を進める上での課題は何か、また、その課題にどのように対応していくのか、市長にお伺いいたします。

今回新たに高齢者施設が医療機関との間で新興感染症発生時の対応をあらかじめ取り決めることも定められました。2009年には新型インフルエンザが、そして2020年には新型コロナウイルスが流行しました。新興感染症は定期的に発生するとも言われております。ぜひ、次の新興感染症が発生したとしても高齢者施設には万全の備えをしていただきたいと思います。

そこで、新興感染症にも備えて高齢者施設と地域の医療機関との連携がしっかり取れるよう取り組むべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

医療機関は高齢者施設から求めがあった場合に診療を行わなければならないとされた一方で、医療機関を退院した入所者の方については高齢者施設は速やかに再入所できるように努めることとされております。これまで以上に高齢者施設と医療機関の連携が図られることとなります。

そこで最後に、高齢者施設における医療対応を今後充実すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

今回の条例改正により高齢者施設等と医療機関の連携がますます進み市民の皆様が安心して生活できるよう取り組んでいただくことを要望し、質問を終わります。（拍手）

○議長（瀬之間康浩君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

市第158号議案について御質問をいただきました。

障害児入所施設が作成する移行支援計画への期待についてですが、障害児入所施設は、移

行支援計画の作成、更新に当たり、児童から大人への移行に関わる行政、福祉等の関係者とともにアセスメントを実施し、入所児童の意見を尊重することが求められております。多くの関係者が児童一人一人の将来を考えながら計画に基づき移行支援に携わることを通じまして自立した生活へのスムーズな移行の実現を期待をしております。

入所児童が大人になり地域生活を送るためには地域全体で障害への理解を深めていくべきとのことですが、入所児童が将来住みたいと思う地域で安心して生活していくためには地域の方々が障害への理解を深め本人の生活を見守り関係を築きながら共に暮らしていくことが大切です。そのため障害の理解を目的とした広報、啓発や事業所で作成した製品の販売、また、地域行事への参加等による交流を継続することで障害への理解を深めてまいります。

市第159号議案について御質問をいただきました。

障害者グループホームによる一人暮らし等を支援する意義ですが、グループホームの利用者の中には生活上の支援があれば一人暮らし等を希望される方もいらっしゃいます。利用されている方の障害特性や日常生活を送る上での課題などを把握しているグループホームの支援者が一人暮らしを支援することは地域生活を安心して送る上での大きな支えとなり大変意義のある取組であると考えております。

市第160号議案について御質問をいただきました。

今回の省令改正における高齢者施設と医療機関の連携の評価であります。新型コロナウイルス感染症の教訓を生かすため、協力医療機関に対し診療を行う体制の常時確保や入院を原則として受け入れる体制の確保などの具体的な要件を設けたことは、高齢者施設との連携に実効性を持たせるという観点から評価をしております。今回の改正を通じまして高齢者施設と医療機関との連携が深まり、入所されている方のさらなる安心につながるものと期待をしております。

高齢者施設と医療機関とが連携を進める上での課題と対応ですが、入所者の健康状態の共有や病状に応じた複数の医療機関との協力などにつきまして、地域の医療機関との間で十分連携ができていない施設もあると考えております。このため今回の条例改正を機に日頃から地域の様々な医療機関との関係づくりを進め、その上で入所者に関する情報を共有する機会を設けるよう高齢者施設へと働きかけしてまいります。

新興感染症にも備えて高齢者施設と地域の医療機関との連携が取れるように進めるべきとのことですが、高齢者施設と地域の医療機関が一体となり課題の解決に取り組むことは大変重要であると考えております。このため高齢者施設には身近な医療機関と積極的に顔の見える関係づくりを行うよう働きかけていきます。あわせて、地域の医療機関と連携して高齢者施設向けの感染症対策研修を実施いたします。

高齢者施設における医療対応を今後充実すべきとのことですが、入院治療を終えても一定の医療的ケアが必要な方が特別養護老人ホームに入所ができるよう夜間の看護師配置への補

助等を新設するなど医療対応を強化いたします。また、看護師が常駐する介護つき有料老人ホームや医療と介護の両方のサービスを提供できる介護医療院の整備を進めてまいります。これらの取組により高齢者施設全体における医療対応の充実を図ってまいります。

以上、高橋議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては副市長から答弁をいたします。

○議長（瀬之間康浩君） 城副市長。

〔副市長 城博俊君登壇〕

○副市長（城博俊君） 市第159号議案について御質問をいただきました。

障害者グループホームのサポート期間が終了した方の支援についてですが、本市では障害のある方の一人暮らし等をサポートする自立生活アシスタント事業を実施しています。また、基幹相談支援センター等の地域の関係機関が一体となって障害のある方の地域生活を支え、様々な相談や緊急時の対応など幅広く支援を行っております。引き続きこれらの取組を進めることで障害のある方の地域生活をしっかりと支えてまいります。

以上、御答弁申し上げます。